

高額給付費について

～児童通所支援・障害福祉サービス等の利用者負担がある方へ～



制度の内容

同じ世帯で複数の方が、障害福祉サービス等を利用したり、1人の方が複数のサービスを併用したため、1か月の利用者負担額の合計が「世帯の基準額」を超えた時に、市役所へ申請すると「高額給付費」として支給（返金）されます。

世帯の基準額と支給される額

世帯の利用者負担額の合計と「世帯の基準額」との差額が支給されます。

利用のパターン	世帯の基準額
同世帯の方が、 ・ 障害福祉サービス ・ 児童通所支援 ・ 補装具 ・ 介護保険サービス のいずれか2つ以上を利用。	<u>37,200円</u>

※ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、高い方の額が基準額となります（児童の特例）。

- ❖ 一人の児童が複数の受給者証（児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証）でサービスを受けている場合

支給事例

★事例 1：1人の利用者が複数のサービスを利用している場合

（基準額が4,600円の場合）



【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、短期入所など



【児童通所支援】利用者負担額：3,000円

→放課後等デイサービスなど

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円=7,600円

【返金される金額の合計】7,600円-4,600円=3,000円

★事例 2：兄弟で複数のサービスを利用している場合

(基準額：4,600 円)



【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600 円

→居宅介護、短期入所など



【児童通所支援】利用者負担額：3,000 円

→放課後等デイサービスなど



【児童通所支援】利用者負担額：3,000 円

→児童発達支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600 円+3,000 円+3,000 円=10,600 円

【返金される金額の合計】10,600 円-4,600 円=6,000 円

★事例 3：兄弟で複数サービス（補装具を含む）を利用している場合

(基準額=37,200 円)



【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600 円

→居宅介護、短期入所など



【児童通所支援】利用者負担額：3,000 円

→放課後等デイサービスなど



【児童通所支援】利用者負担額：3,000 円

→児童発達支援など



【補装具費の支給】利用者負担額：37,200 円

→車いすの支給など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600 円+3,000 円+3,000 円+37,200 円=47,800 円

【返金される金額の合計】47,800 円-37,200 円=10,600 円

申請方法

- 障害福祉サービス、児童通所支援、補装具を利用されている方については、市役所より申請案内をお送りしますので、同封の申請書をご提出ください。
- その他のサービスが使われていて高額給付費に該当する場合は、下記までご相談ください。

留意事項

- 同一世帯で複数の方が児童通所支援のみを利用される場合は高額給付の対象とはならず、利用者負担上限管理の対象となります。
- 高額給付費はサービスごとに支給（返金）されるため、サービスごとの高額給付費申請書が必要となります。

<お問い合わせ先>

我孫子市役所 我孫子市我孫子 1858 番地

電話：7185-1111（代表）

○児童通所支援に関して

→ 子ども相談課

内線 369（児童発達支援担当）

○障害福祉サービス・補装具費に関して

→ 障害福祉支援課

内線 481（計画・給付担当）